

令和8年度 エシカル消費体験型イベント開催等委託業務 仕様書

1 委託業務名

令和8年度 エシカル消費体験型イベント開催等委託業務

2 委託期間

契約締結日から令和9年3月12日(金)まで

3 委託業務の目的、趣旨

県民がエシカル消費を認知し、日々の生活において実践することを促すため、「エシカル消費体験型イベント」を開催する。

イベントの実施に際しては、エシカル消費を実践する多様な主体を参画させることにより、全開催を通じて、幅広い世代・対象へのエシカル消費の普及促進を図ることとする。

※エシカル消費とは、環境、人や社会、地域に配慮した消費行動のことであり、消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行うことを意味する。

4 業務内容

県民のエシカル消費への実践を促し、理解を深めるとともに、「自分にできるエシカル消費」を見つけ、日々の生活において継続して取り組んでもらえるよう、以下の条件を満たす「エシカル消費体験型イベント」を開催すること。

(1) 開催回数・対象等

- ・委託期間に合わせて、主要イベントを2回以上開催すること。
(1回の開催期間は原則1日間とする。)
- ・主要イベントの他、県内の他イベント等と連携したサテライト型の「エシカル消費PRブース」を2回以上出展すること。
- ・各回において、ターゲット層や対象者(親子、若者、大人等)、又はエシカル消費の啓発内容(地産地消、3R、食品ロス等)が伝わりやすいイベントの開催や「エシカル消費PRブース」の出展を行い、広報を行うこと。

(2) 開催場所・時期等

- ・主要イベントの1回以上は、大型商業施設で実施し、7～8月の間の最も集客が見込まれる日を含むこと。
また、1回以上は本業務の目的・趣旨と親和性のある他イベント等と連携し実施すること。そのためには、県や各市町村、民間等が実施する連携可能なイベント等の情報を収集し、県と調整の上、実施を決定し、実施に向けた計画を作成すること。
- ・「エシカル消費PRブース」の出展については、県の指示に基づき、その都度協議の上で決定するものとする。
- ・会場が屋外である場合、雨天等の天候不良でも来場者が会場を訪れるようなコンテンツの工夫、会場レイアウトや会場設営上の対策を講じること。

(3) イベント・「エシカル消費 PR ブース」コンテンツの企画・運営

ア 出展者については、徳島県と調整の上で、以下の条件を満たす者とする

- ・エシカル消費自主宣言 (<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippanokata/kurashi/shohiseikatsu/5007469>)
既宣言事業者または、令和8年度内に宣言を行う事業者とし、イベントの開催にあたっては、各回10者以上の出展を確保すること。
- ・より多くの事業者に出展の機会を設けるため、原則として各回の出展者は重複をしないこと。
- ・出展内容については、単なる展示や物販だけではなく、出展者と調整の上、来場者が楽しみながらエシカル消費が学べるもの（職業体験やゲーム、クイズ等）、事業者の取組から社会問題が学べるもの（ミニ授業や実演等）、日常の消費行動において実践できるもの（てまえどり、必要なだけの購入をする量り売り等）等、出展者及び来場者の全員参加型でエシカル消費を体験できる企画を盛り込むこと。イベントの開催にあたっては各回10者以上の出展のうち、半数以上とすること。
- ・開催期間中、自ら販売や体験ブースの運営を行い、搬入ができる者とする。
- ・その他、出展者の募集及び決定の際は、徳島県と協議を行うこと。

イ 出展者の紹介・ブースでの展示

- ・出展者が実践するエシカル消費の要素を、マーカーや説明文等を用い、分かりやすく表示すること。
- ・出展者サイン・ポスターなど、イベント後も出展者がエシカル消費の機運醸成に活用できるものを作成し、活用すること。
- ・作成にあたっては、事前に出展者への取材・意見聴取を行うこと。
- ・作成物の内容については、県と協議の上、作成をすること。

ウ 周遊コンテンツの実施

- ・イベントの開催にあたっては、来場者を誘導するためのサイン、看板等の設置や、各ブース等への周遊を促す催し（ラリー、抽選会等）を実施すること。

エ ノベルティ等の準備・配布

- ・来場者や各コンテンツ（クイズ大会やラリー、抽選会等を実施する場合）の参加者に配布するノベルティやプレゼント商品を準備・配布すること。なお、ノベルティの内容は、本業務の趣旨に鑑み、エシカル消費やSDGs達成に配慮したものとする。

オ 出展者等の連絡調整

- ・出展者に対しては、会場担当者および徳島県と調整の上で、出展者マニュアルの作成・配布や事前説明(事前説明会)を実施すること。
- ・緊急時の場合のみならず、各出展者との連絡が図られるよう、連絡先一覧等を作成すること。
- ・出展状況をとりまとめ、必要に応じて出展等に際し必要となる法令上の手続等を行うこと。

カ エシカル消費実践キャンペーンとの連携

- ・事業の相乗効果を図るため、「エシカル消費体験型イベント」と、日常の消費行動として『定着』させる「エシカル消費実践キャンペーン」（当課が実施する別の委託業務）を1回以上連動させ、効果的な広報活動を展開すること。
- ・事業間の連動にあたっては、共通のロゴマークやキービジュアル等を採用し、一連の取り組み

としての一体感を視覚的に訴求すること。

- ・共通のロゴマークやキービジュアル等については、本事業「エシカル消費体験型イベント」の受託者が作成し、「エシカル消費実践キャンペーン」受託者に提供すること。

キ 他イベントの主催者との連携

- ・他イベントの主催者と密接な連携・調整を図り、開催目的や企画の整合性、会場運営の安全性及び広報活動の相乗効果を最大限に高めるよう努めること。

ク その他

- ・徳島県と協議し、「エシカル消費体験型イベント」の運営・開催に係る事項について速やかに出展者に報告・連絡し、イベント開始に支障をきたすことのないようにすること。
- ・本業務の趣旨に鑑み、持続可能な社会の実現に向け、イベント全体を通して、ワンウェイのプラスチック製の製品及び容器包装を必要最小限とし、リサイクルの推進、量り売りによる食品ロス削減等、環境負荷の低減に配慮すること。
- ・イベントの一体感を醸成するため、運営スタッフ（県職員10名分を含む）が着用するオリジナル法被を作成すること。

(4) 会場側との連絡・調整

- ・会場管理者側と必要な協議を行い、イベント開催に関する連絡調整を行うこと。

(5) 当日の開催運営・撤去

- ・全体のイベントプログラム、会場レイアウト図面、開催運営に必要な資料の作成・提出を行い、イベント関係者に対して事前説明を実施すること。
- ・運営管理に必要な管理監督者、全体の進行担当者、各コンテンツの実施や誘導に必要な人員を配置すること。
- ・看板、装飾等の必要な物品などの会場設営の補助を行うこと。
- ・来場者及び出展者への対応、会場の安全管理等を行うこと。
- ・イベント終了後は速やかに撤去作業等を行うこと。
- ・その他、開催運営に必要な業務を行うこと。

(6) 広報宣伝・周知等

① PR 資材の作成・広報

- ・「エシカル消費体験型イベント」を PR するチラシ、ポスター等の作成・印刷及び、これら媒体を使用した広報を実施し、これら媒体のデータ等については、県に納品すること。
- ・「エシカル消費」の普及啓発に効果的な宣伝広報媒体を作成すること。また、広報等の手法を利用して、一人でも多くの県民にエシカル消費が浸透するような工夫をし、周知を図ること。

② WEB サイトの作成・広報

- ・県指定の CMS 上でのコンテンツ作成を行うこと。

③ 各種媒体における広報

- ・テレビ、新聞、ラジオ、雑誌等のメディア、インターネットや SNS（LINE、YouTube、X、Instagram 等）を活用し、効果的な広報活動（情報発信、広告掲載、Web 広告配信等）を展開すること。

④ 記録及びイベント終了後における広報

・当日は記録用として写真（必要に応じて動画）を撮影し、イベント終了後は、イベント実施内容を各種媒体で発信する等により、来場者に限らず、より多くの県民がエシカル消費への理解を深めることができる広報を実施すること。

(7) アンケートの作成・分析

・「エシカル消費体験型イベント」の実施に合わせ、来場者アンケートを実施するとともに、アンケート結果のとりまとめ、分析を行うこと。なお、アンケートの内容については、県と十分に協議を行うこと。

(8) イベント保険の加入

・イベント保険の加入と保険料の支払いを行うこと。

(9) 不可抗力によるイベントの中止等

・悪天候、災害等の不可抗力により、県と協議の上イベントを中止した場合は、中止となるまでに発生した経費や中止に伴って発生した経費について、実績報告書等を確認の上、本業務に係る経費とすることができる。

(10) 独自の提案

・本仕様の定めのない内容であっても、本業務の目的にかなうと思われる方法がある場合は、積極的な提案を行うこと。

5 報告書の作成

受託者は、委託業務終了後、速やかに委託業務完了報告書（指定様式）と合わせて、記録写真等を含めた事業全体の報告書及び成果物を提出すること。

チラシ・パンフレット及び記録写真等については、電子データ形式で納品すること。

なお、成果品は、県において、業務の用に供するため、必要に応じて編集・加工し使用することがある。

(1) 提出期限

令和9年3月12日（金）

(2) 提出先

徳島県生活環境部消費者政策課

(3) 部数

・委託業務完了報告書	1部
・事業費精算書	1部
・事業実施(実績)報告書（成果物を含む）	1部

6 その他留意事項

(1) 実施内容等は、委託者と十分協議しながら進めることとするが、委託者及び受託者のいずれにもその責を帰すことのできない事由等により、本業務内容等が一部変更又は中止となる場合がある。その場合においても、引き続き、受託者の責任により取り止め等の対応を行うものとする。

- (2) 委託者の求めに応じて、随時、業務の進捗及び成果が分かる報告を行うこと。
- (3) 本事業を行う上で、必要となる物品や各種業務については、徳島県内の事業者から優先調達するよう努めること。
- (4) 参加者等との調整により、想定されている日程等が変更する可能性があるため、柔軟に対応できる体制を整備すること。
- (5) 当該業務内容の変更等に伴う仕様の変更、委託料の変更等については、必要に応じて協議の上、対応すること。
- (6) 業務の遂行に当たり発生した事故等は、受託者の責任で対処すること。ただし、委託者がその損害を委託者の責めに帰する事由により発生したものと認めた場合は、委託者もその損害を負担するものとし、負担額は委託者と受託者の協議で決定する。
- (7) 本業務を遂行する上で知り得た情報は、委託者の承認を得ること無く第三者に漏らしたり、当該業務以外の目的に使用しないこと。委託期間の終了または解除された後についても同様とする。
- (8) 関係法令等を遵守し、その適用及び運用は受注者の責任において適切に行うこと。
- (9) 業務計画書に記載した事項を変更する必要があると判断したときは、委託者に対してその旨の届出を行い、委託者の指示に従わなければならない。
- (10) 当該業務で作成したすべての印刷物等の著作権（著作権法第27条及び28条の権利を含む。）を県に譲渡すること。
- (11) 仕様書にない項目で疑義が生じた場合、その都度委託者と協議を行うこと。
- (12) 本業務を実施する上で、必要な資料、画像、映像等について、委託者から受託者に提供するものとする。受託者は責任をもって資料等の管理を行うとともに、返却する必要があるものについては、業務完了後速やかに返却すること。
- (13) 本事業の完了時において、受託者から提出された実績報告書に基づき、必要に応じて調査を行い、支払額を確定する。なお、支払額は、契約金額の範囲内であって、実際に支出を要したと認められる費用の合計とする。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類を用意すること。なお、当該証拠書類については、令和14年3月31日まで保存すること。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる場合がある。
- (14) 提案された内容はすべてにおいて実施することを確約するものではなく、内容等について双方で調整の上実施することとする。また、事業内容の見直し、企画の変更や県が企画するイベントの実施を求めることがあり、その際は県と受託者で協議を行いながら、随時調整する。